

EU POPs 規則附属書 I に LC-PFCA 類を追加する 改正案について意見募集を実施



欧州委員会は、2025年11月21日にEU POPs 規則（規則(EU)2019/1021）附属書IにLC-PFCA 類を追加する改正案について、意見募集（募集期限 2025年12月19日）を実施しました。改正案の内容は、以下の通りです。

- ・POPs 規則附属書Iに長鎖ペルフルオロカルボン酸（炭素数9～21までのPFCA:LC-PFCA）とその塩及び関連物質を新たに追加
- ・非意図的微量汚染物質の閾値を「C9–21 PFCA とその塩: 0.025mg/kg (0.0000025wt%)」、「C9–21 PFCA 関連物質: 0.26 mg/kg (0.000026wt%)」に設定
- ・閾値をこえて含有する製造、使用、市場への上市（ならびに輸入・輸出）を原則禁止

以下の用途については例外的に上市および使用が認められます

- ・C9–21 PFCA、その塩及び関連化合物の濃度の合計が10 mg/kg 以下であり、REACH 規則に定義される「輸送される単離中間体」として、炭素数6以下のフルオロケミカル製造目的で、厳格に管理された条件下で使用される場合
- ・パーフルオロアルコキシ基を含有するフルオロプラスチック及びフルオロエラストマー中に存在する C9–21 PFCA の濃度の合計が 0.1 mg/kg (重量比 0.00001 %) 以下である場合（成形品を除く）
- ・C9–21 PFCA 及びその塩の濃度の合計が 1 mg/kg (重量比 0.0001 %) 以下であり、かつ、C9–21 PFCA 及びその塩の濃度合計を 0.025 mg/kg (重量比 0.0000025 %) 未満に低減する目的で輸送又は処理されるポリテトラフルオロエチレン(PTFE)マイクロパウダーに存在する場合
- ・半導体については、次に掲げる用途について 2030 年 12 月 30 日まで、C9–21 PFCA、その塩及び関連化合物の市場への上市及び使用を認める。
 - (a) 2023 年 12 月 31 日以前に上市された、内燃機関推進船舶用の電子機器の予備部品及び修理用
 - (b) 量産が終了した陸上用自動車であって、2023 年 12 月 31 日以前に上市されたものの電子機器の予備部品及び修理用
- ・2023 年 12 月 31 日以前に欧州連合域内で使用されていた C9–21 PFCA、その塩及び関連化合物を含有する成形品は、引き続き使用することができます。

当社では製品中の C9–21 PFCA などの分析について実績と豊富な経験があります。詳しくは、当社 PFAS 分析担当者（フリーダイヤル 0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 2025年11月21日付 欧州委員会

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051-2
TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817
URL:www.knights.co.jp

製品中 PFAS 分析について、規制される項目が増えています。有機フッ素化合物(PFAS)は、国内外で規制の強化が進んでいます。これまでの PFOS、PFOA に加え、PFHxS や PFOA 関連物質が化審法に追加され、POPs 条約においては、長鎖のペルフルオロカルボン酸（炭素数9～21のもの）などの追加が検討される予定です。

お問合せはこちら